

# Homepage Topics ~2010年6月14日版~

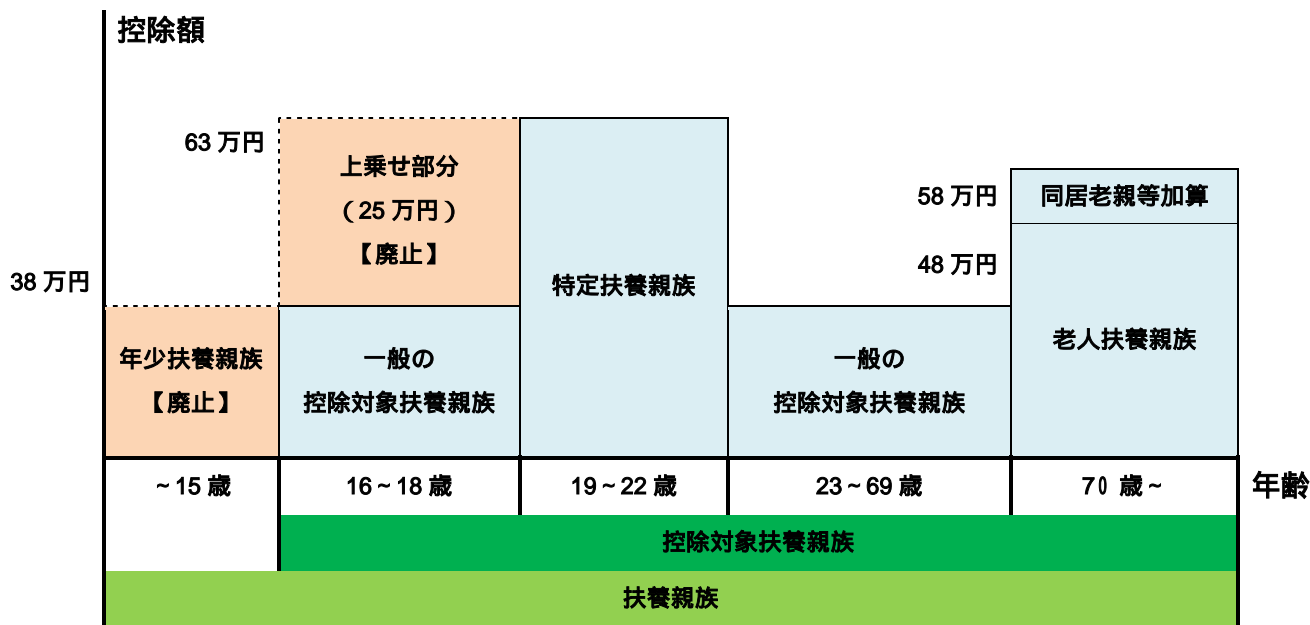
## < 源泉所得税の改正 >

平成 22 年度の税制改正により源泉所得税関係について改正が行われました。これらの改正は、平成 23 年分以後の所得税（給与等に対する源泉所得税については平成 23 年 1 月 1 日以後支払うべき給与等）について適用されます。

改正の中でも、特に関係する方が多いと思われる扶養控除の見直しに伴う扶養親族の数の計算について留意して頂きたいと思います。子供手当や高校授業料実質無償化に伴い、年少扶養親族は廃止され、特定扶養親族のうち高校生を対象とする層は上乗せ部分が廃止されたことに伴い扶養親族の計算方法に変更があります。

### 1. 扶養控除の改正の内容

- イ 年齢 16 歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。これに伴い、扶養控除の対象が、年齢 16 歳以上の扶養親族とすることとされました。
- ロ 年齢 16 歳以上 19 歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分（25 万円）が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は 38 万円とすることとされました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族に変更されました。
- ハ 源泉徴収税額表においては控除対象配偶者、控除対象扶養親族の人数などに応じて税額を算出することとされました。



出典)『源泉所得税の改正のあらまし 平成 22 年 4 月』(国税庁)